

## 「手形・小切手の電子化の検討」に対する考え方

平成 29 年 12 月 18 日  
日本商工会議所  
全国商工会連合会  
全国中小企業団体中央会

わが国で人口減少・労働力人口減少が続く中、中小企業は人手不足という構造的な課題に直面しており、「業務の効率化」「生産性の向上」が求められている。

中小企業は、業務の効率化の方策の一つである「ITの導入・活用を推進」し、現状のアナログ（電話、紙、FAX等）業務をデジタル化し、「業務フロー・会計・決済プロセスのデータ連携」に取り組むことが必要である。

上記の観点から、「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」の検討については、電子化による業務の効率化が期待されるころではあるが、他方で現金・振込での支払いの普及度合いを見据えつつ、現時点での技術的な制約や中小企業のIT化対応を含め「電子化に伴う様々な課題解決」が必要となる。

以上を踏まえ、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、「手形・小切手の電子化の検討」に対し、下記のとおり意見を述べる。

### 記

#### 1. 中小企業への悪影響は回避すべき

○手形・小切手の電子化が与える影響は大きいので、現時点での技術的な制約や手形・小切手ユーザーである中小企業等の実態や意向を踏まえ、ITリテラシーが乏しい中小企業等でも使いやすい制度・仕組みや社会的混乱の回避に向けた対応を丁寧に検討するとともに、中小企業が不利益を被る結果にならないようにすべきである。

#### 2. 手形・小切手ユーザーの実態・意向調査等の実施

○手形・小切手ユーザーである中小企業等を把握しているのは当座勘定取引契約を締結し、かつ手形・小切手を受領している金融機関であり、金融機関はまずは手形・小切手ユーザーに対し、「手形・小切手の利用の実態や電子化への意向調査」「コスト削減等の定量的な影響評価」を実施する必要があると考える。

質問例：・現在の手形・小切手の利用状況

- ・現在のIT化・インターネットバンキング利用・電子記録債権利用の状況
- ・今後の手形・小切手の利用の意向
- ・今後のIT化・インターネットバンキング利用・電子記録債権利用の意向
- ・IT化・インターネットバンキング利用・電子記録債権利用に向けた障害・隘路
- ・相手方（受取側）におけるIT化・インターネットバンキング利用・電子記録債権利用が困難だと推定される取引者数、等

#### 3. 手形の電子化に向けた対応と「電子記録債権」の普及に向けた改善策等の検討

○手形の電子化に向け、課題の抽出とその対応策を丁寧に検討する必要がある。

○仮に紙の手形が電子化される場合、その対応として「電子記録債権の利用が推奨」されることが想定されるが、電子記録債権の利用は増えてはいるが今一層の普及の余地がある状況にある。よって、電子記録債権の普及の課題となっている理由を把握・分析するとともに、その改善策・普及策・工程表を検討する必要がある。

○電子記録債権を利用するには、①IT化投資（パソコン、タブレット、スマホ等）、②インターネットバンキング契約・利用料負担、③電子記録債権契約・利用料負担が必要となる。

#### 4. 小切手の電子化に向けた対応と「インターネットバンキング」の普及に向けた改善策等の検討

○小切手の電子化に向け、課題の抽出とその対応策を丁寧に検討する必要がある。

○仮に紙の小切手が電子化される場合、その対応として「振込の利用が推奨」されることが想定され、小切手と同様にその場でお互いが財産権移転を確認するためには、双方がインターネットバンキングでの振込状況をタブレット・スマホ等により確認することが必要になると思われるが、インターネットバンキングの利用は今一層の普及の余地がある状況にある。よって、インターネットバンキングの普及の課題となっている理由を把握・分析するとともに、改善策・普及策・工程表を検討する必要がある。財産権移転の即時確認には、振込の24時間・365日稼働化（平成30年10月開始予定）が必要である。

○インターネットバンキングを利用するには、①IT化投資（パソコン、タブレット、スマホ等）、②インターネットバンキング契約・利用料負担が必要となる。

#### 5. 手形・小切手の電子化に向けた「中小企業への支援の強化」

○上記3・4を踏まえると、「手形・小切手の電子化」に向けて、①IT化投資（パソコン、タブレット、スマホ等）、②インターネットバンキング契約・利用料負担、③電子記録債権契約・利用料負担が必要となり、中小企業での普及に向けて、少なくとも以下の課題解決が必要となる。

①IT化投資（パソコン、タブレット、スマホ等）	事業者のITリテラシー向上、IT人材の育成、IT専門家派遣、IT化投資の後押し（補助金等）、IT化支援体制の強化、等
②インターネットバンキング契約・利用料負担	セキュリティ不安の払拭、操作習得、各種利用料の低減、等
③電子記録債権契約・利用料負担	操作習得、各種利用料の低減、等

○上記の課題解決にあたっては、国の最大限の支援および金融業界の最大限の努力が必要である。

○社会的混乱の回避に向け、十分な時間的猶予が必要である。

#### 6. 「手形・小切手の電子化対応困難者」への対応について

○仮に「手形・小切手の電子化」を実施する際、上記課題により電子化対応困難な手形・小切手ユーザーである中小企業が一定数残ることが想定されるが、社会的混乱の回避に向け、金融機関におけるサービス面・技術面等の対応（店頭やFAX等での電子記録債権等の利用）により、電子化対応困難者であっても「手形・小切手の電子化の機能を享受できる方策」を検討する必要がある。

##### ※手形の電子化（電子記録債権等）における対応イメージ

ユーザー	振出側	受取側
電子化の対応が <b>可能</b>	○	○
	○	○
電子化の対応が <b>困難</b>	×	×
	×	×

※「○」は事業者の体制整備ができている。「×」はできていない。

※「→（実線）」は手形の電子化（電子記録債権等）が対応可（双方○であることが必要）。「…→（破線）」は対応不可。但し、金融機関のサービス対応によっては、「×」が「○」になることもある。

以上